

様式 1 別紙 1

十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び十日町市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金要綱第 8 条の規定に基づき、速やかに十日町市に報告し、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から 3 年未満に十日町市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 新潟県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に十日町市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業支援金の申請日から 1 年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (テレワーク、関係人口の場合)
- (6) 十日町市子育て世帯移住支援金の申請日から 1 年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額